

別添

除排雪業務委託仕様書

第1 適用範囲

- (1) 岩手県営内丸駐車場除排雪業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者の指示によるものとする。

第2 業務履行場所

- (1) 名称 岩手県営内丸駐車場
 - (2) 所在地 岩手県盛岡市内丸9番5号
 - (3) 駐車場部分 760.86 m^2
 - (4) 車道・歩道部分 999.80 m^2
- } 1,760.66 m^2 (別紙図面のとおり)

第3 業務の内容

(1) 業務実施の判断

ア 受注者は、次の場合に自主的に出勤し、除雪作業を実施すること。

(ア) 降雪量が概ね10cmを超え、車両の通行等に支障がある場合。

(イ) 駐車場内に吹きだまりが生じた場合。

(ウ) 降雪で駐車ラインが見えなくなり、その状態が日中も続くと見込まれる場合。

イ 発注者が指示した場合は、速やかに除雪作業を実施すること。

(2) 除排雪

ア 除雪作業は、トラクタショベル(ホイール型 $0.9 \sim 1.0 \text{ m}^3$ 等)及び作業員による作業を原則とすること。

イ 前項(ウ)の除雪は、駐車ライン部分のみとすること。

ウ 駐車車両がある場合は、駐車車両に注意し除雪すること。

エ 駐車場内又は路肩への堆雪で駐車に支障があると認められる場合は、発注者の指示により、盛岡市が指定する場所にトラック(4t等)により運搬排雪すること。

オ 受注者は、午前8時までに除雪を完了するように努め、排雪についても速やかに業務を完了するよう努めること。

カ 受注者は、業務を実施した都度、委託者に報告すること。

(3) 業務時間数

業務の総時間数は、おおむね別表のとおりであること。

第4 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに次の事項を記載した業務実施計画書(参考様式1)を提出し、承認を得なければならない。

ア 除排雪機械

イ 作業員名簿

ウ 連絡体系図

- (2) 受注者は、契約締結後5日以内に建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度加入証明書(他の任意の労災補償制度に加入している場合は、その加入を証する書面)を貼

付した建設労災補償制度加入状況報告書（参考様式2）を提出しなければならない。

- (3) 提出した書類の内容を変更する必要がある場合は、遅滞なく変更届を提出すること。

第5 機械器具材料等

当該業務に係る除排雪機械、機械損料、消耗品及び燃料等は、全て受注者において負担するものとする。

第6 施設等の保全

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり車両の駐車に支障のないよう十分留意して行うこと。
(2) 受注者の責めにより施設及び駐車車両を損傷した場合は、受注者の責任で原状復旧すること。

第7 関係法令の遵守

受注者は、労働安全衛生法及び関係法令等を遵守し、誠実かつ安全な業務を行わなければならない。

第8 安全管理

受注者は、労働安全衛生法及び関係法令等を遵守し、安全に努めるとともに事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

別表

業務時間数

除雪機械	作業回数	1 回当たり 作業時間	見込業務時間
トラクタショベル	4 回	3 時間	12 時間
作業員	4 回	7 時間	28 時間
トラック (運搬排雪用)	1 回	16 時間	16 時間

- ※ 1 営業所から委託場所までの往復の移動時間は、作業時間に含まない。
- 2 委託料の支払いは、種別ごとの 1 時間当たり単価に除排雪作業に要した時間を乗じて得た額を支払うものとする。
- 3 トラクタショベル及びトラックの単価は、運転手の人件費を含むものとする。
- 4 1 か月の稼働時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 30 分とし、30 分未満のときは、切り捨てるものとする。